

## 4-4. 下請Gメンによる実態把握

全国で120名の下請Gメンが中小企業を訪問し、取引上のお困りごとについてヒアリング。今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、取引状況の変化やその影響など実態を把握し、政府の対策に活用。

### どのように活用されるの？

例えば、ヒアリングを通じて、以下の様な声をいただいております。こうしたお声を、政府の対策の検討に活用しています。

#### ■ 放送コンテンツ産業

「3月に予定していたイベントが全て中止、売上の目途が立たない。」

#### ■ 産業機械製造業

「中国からの部品供給の停滞により、代替製造の依頼がある。なかには短納期の仕事もある上に、残業代を下請代金に上乗せしても、利益があがらない。」

#### ■ 建設機械製造業

「人手不足の影響から少ない従業員で経営していたところ、今、従業員が新型コロナウイルス感染症に罹患すると、工場の稼働を止めざるを得ず、倒産の危機に直面する可能性がある。」

また、ヒアリングにおいて、親事業者による買ったときなど不当な行為を把握した場合には、下請法等に基づき、厳正に対処します。

上記はあくまで一例です。ヒアリングにご協力いただける場合は、下請Gメンヒアリング担当までご連絡ください。

【お問合せ先】各経済産業局 下請Gメンヒアリング担当

北海道	<u>011-700-2251</u>	中部	<u>052-589-0170</u>	四国	<u>087-883-6423</u>
東北	<u>022-217-0417</u>	近畿	<u>06-6966-6037</u>	九州	<u>092-482-5450</u>
関東	<u>048-600-0324</u>	中国	<u>082-224-5745</u>	沖縄	<u>098-866-1755</u>

または、中小企業庁 取引課 取引調査班 03-3501-3649